

鳥取県告示第83号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年1月30日

鳥取県知事 片山 善博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字大谷字瓢箪山719の1(次の図に示す部分に限る。)、719の2、719の3、719の4(次の図に示す部分に限る。)、719の5、719の6(次の図に示す部分に限る。)、719の7から719の13まで、字大峰728の1から728の7まで、728の15、728の16、728の25から728の34まで、728の36から728の41まで、728の44から728の46まで、728の50、728の51、728の54、728の56、728の58、728の60、728の62から628の65まで、字帝釈寺1128の21、1128の25

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)